

水難事故統計の取扱基準の制定について

(平成20年3月6日岩地域第123号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしの水難事故統計の取扱基準を制定し、平成20年4月1日から実施することとしたから、各署においては、事務処理に誤りのないようされたい。

なお、水難事故の報告について(平成元年5月19日付け岩外勤発第234号)は廃止し、水難事故発生に伴う報告様式は別に定める。

水難事故統計の取扱基準

事故種別	項目	取 扱 基 準
1 水難事故	<p>(1) 意義</p> <p>(2) 水難の適用範囲</p> <p>(3) 具体的判断基準</p>	<p>水難とは、屋外の水面において誤って水死し、又はその寸前に救助された場合であって、大雨、高潮、津波又は船舶事故による水難以外のものをいう。</p> <p>ア 屋外の水面における事故であること。 海、河川、湖・沼・池、用水路、堀、プールその他の屋外の水面で発生した事故(屋内プールで発生した事故を含む。)であること。</p> <p>イ 誤って水死し、又はその寸前に救助された場合であること。 誤って水死した場合であって、自殺や殺人によるものは含まない。 水死とは、一般的には溺死をいうが、溺死以外であっても例えば水中において心臓麻痺等により死亡したものは含まれる。 溺死であっても道路の単なる水たまりにおいて死亡したものは含まない。 水死寸前とは、死に直面している場合で社会通念上そのまま放置すれば当然水死したであろうと認められる場合をいう。</p> <p>ウ 大雨等の自然災害又は船舶事故以外の水難であること。 災害月報に示されている災害種別の「大雨」、「高潮」、「津波」又は「広義の交通＝船舶」の欄に計上する水難を除外する。</p> <p>エ 被救助者の範囲 一般的には、水に溺れ水死寸前を第三者によって救助された者をいうが、例えば ボートが転覆し何人かが溺れたが、そのうち水泳の達人な者が自力で脱出した場合。 増水で中州に取り残された何人かのうち、水泳のできる者が岸に泳ぎついて助かった場合。 被救助者として取り扱う。</p> <p>ア 「水難」に計上するもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>整地工事中のグラウンドの池状の水たまりに落ちて死亡した。 野井戸に落ちて死亡した。 酔っ払いが川や池に落ちて死亡した。 幼稚園児などが水遊び中、誤って河川、用水等に転落したり、深みにはまり溺れた。 てんかんの発作で河川、用水等に転落した。 自転車を押し、又は幼児などが三輪車で河川、若しくは用水の辺りを通行中誤って水中に転落した。 プールの排水口に吸込まれ死亡した。 ダムの放水によって増水し、釣人が流され死亡した。 原因不明の水死体。 遊泳中に水泳未熟のため、又はけいれんの発作により溺れた。 自動車、オートバイ又は自転車もろとも水中に飛び込</p> </div>

		<p>み死亡した場合で、交通事故として取り扱わないもの。</p> <p>イ 「水難」に計上しないもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>飲酒のうえ風呂に入り心臓麻痺を起こして死亡した。 入浴中、目まいを起こし、又はてんかんの発作を起こして死亡した。 風呂場で水遊びをしていた幼児が、浴槽に落ちて死亡した。 小児麻痺の子供が入浴中、保護者が目を離した際に浴槽に落ちて死亡した。 たらい、洗面器、金魚鉢等で水遊びをしていた幼児が、これらに顔を突っ込んで死亡した。 幼児が電気洗濯機に落ちて死亡した。 屋内の便所に落ちて死亡した。 道路上の単なる水たまりに顔を突っ込んで死亡した。</p> </div>
<p>2 災害月報にいう「広義の交通 = 船舶」と「水難」の関係</p>	<p>(1) 「広義の交通 = 船舶」と「水難」の区分</p> <p>(2) 「広義の交通 = 船舶」と「水難」の区別</p>	<p>ア 災害月報の被害種別の「船舶被害」欄にいう船舶(以下「広義の船舶」という。)は、「船舶」と「ろかい等による船」とに分類される。 「ろかい等による船」とは、ヨット、伝馬船、ボートなど動力によらないで航行する船舟。 「船舶」とは、「ろかい等による船」以外のものをいう。 (狭義の船舶)</p> <p>イ 災害月報の「広義の交通」欄の船舶とは、狭義の船舶のことをいい、同欄には狭義の船舶の交通事故を計上する。</p> <p>ウ 「水難」に該当する広義の船舶の事故で災害月報の「水難」欄に該当するものとして、「ボート遊び中の転落」が挙げられるように、狭義の船舶の交通事故を除く船舟の交通事故等をいう。</p> <p>ア 「広義の交通 = 船舶」に計上し、「水難」に計上しないもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>モーターボートと船舟の衝突によるもの。 モーターボートが航行中、そのスクリューが遊泳者と接触して遊泳者が死傷したもの。 航行中のモーターボートから乗船者が誤って水中に転落したもの。 潜水可能な動力装置のある船舶が潜航して学術調査中に故障により浮上できず、酸素欠乏により乗組員が死亡したもの。 釣り客が瀬渡し船(動力装置のある漁船)で釣り場に行く途中、渦に巻き込まれる等して瀬渡し船が転覆したもの。</p> </div> <p>イ 「水難」に計上し、「広義の交通 = 船舶」に計上しないもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>船舟同士の衝突によるもの。 遊泳者に船舟が衝突したもの。 航行中の手漕ぎボートから乗船者が誤って水中に転落</p> </div>

		<p>したもの。 釣りのため船舟で磯等の釣り場に行く途中、渦に巻き込まれる等して船舟が転覆したもの。</p>
3 水難関係の行為別用語の意義及び計上基準	<p>(1) 水泳</p> <p>(2) ボート遊び</p> <p>(3) 水遊び</p> <p>(4) 魚とり(釣)</p> <p>(5) 通行中</p> <p>(6) 作業中</p> <p>(7) 水難救助活動</p> <p>(8) 陸上における遊戯スポーツ中</p> <p>(9) その他</p>	<p>遊泳中、学校における授業又はクラブ活動としての水泳、競泳競技中における死傷をいう。 なお、水泳中の者が「ボート遊び」中の船舟と接触して負傷した場合は、「ボート遊び」に計上する。 「ボート遊び」にいう「ボート」とは船舟のことをいい、船舟を操ることにより遊ぶこと及び船舟に乗って趣味、レジャー、スポーツ等の遊びを行うことをいう。 水難の態様として、船舟の沈没、転覆、衝突、破損、水泳者との接触、船舟からの転落等が含まれる。 なお、船舟に乗っての趣味、レジャー、スポーツ等遊びとしての魚とり(釣)は、除くものとする。</p> <p>水辺において、体の一部を水中に没するなど、水を遊びの対象とするもので、「水泳」、「ボート遊び」、「魚とり(釣)」、「通行中」、「作業中」、「水難救助活動中」又は「陸上における遊戯スポーツ中」以外のものをいう。</p> <p>潜水し、体の一部を水中に没し、又は水辺の陸上(堤防、磯、岩礁を含む。)から、又は船舟に乗って網、もり、釣、素手等採取方法のいかんを問わず魚介類を採捕することをいう。 なお、魚とり(釣)の目的が趣味、レジャー、スポーツであると職業としての漁撈であるとを問わない。 例 船舶に乗って岩場まで行き、そこで釣りをしている最中に波にさらわれた。</p> <p>水辺(堤防、磯を含む。)又は橋を通行中、誤って水中に転落することをいう。</p> <p>水上(水中を含む。)又は海、河川等の付近の陸上で、土木工事その他の作業中に転落等により水難に遭った場合をいう。 なお、漁民が行う漁撈は、「作業中」としては取り扱わない。 溺れた者を助けるために救助に向かった者が、水難に遭った場合をいう。 なお、船舟に乗っての水難救助活動中を含む。</p> <p>海、河川等の付近の陸上において遊戯、スポーツ、レジャー(レクリエーション)を行っている者が、その最中に海、河川等に転落し、水難に遭った場合をいう。 ただし、「魚とり(釣)」に該当する場合は除く。</p> <p>(1)から(8)までのいずれにも該当しないものをいう。 「潜水」とは、潜水用具を身につけると否とにかかわらず、魚介類の採取(漁師、海女の素潜りを含む。) 学術調査、その他の作業、水中水底の遊覧、見学のために水中に潜ることをいい、「水泳」中に一時的に潜る者は除かれる。 「潜水」は、水難関係月報の行為別では 「魚とりのため潜水する」は「魚とり(釣)」に 「海洋資源の学術調査のため潜水する」は「作業中」に 「水中の遊覧その他レジャー、スポーツのためにスキューバダイビングをする」は「その他」に計上する。</p>

4 「水上(中)レジャー・スポーツ事故」と広義の交通「広義の交通=船舶」及び「水難」との関係

(1) 水上(中)レジャー・スポーツの用に供する用具の分類

ア 水上(中)レジャー・スポーツの用に供する用具の分類
「レジャー・スポーツ事故関係統計作成要領」に基づく水上(中)レジャー・スポーツの用に供する用具を広義の船舶に該当するか否かの観点から分類すると。

(ア) 狭義の船舶に該当するもの

モーターボート
水上スキー
水上ジェットスキー(水上オートバイ)
ウェットバイク

(イ) 船舟に該当するもの

ヨット
手漕ボート
ウインドサーフィン(ボードセーリング)
カヌー
ゴムボート
いかだ

(ウ) 狭義の船舶にも船舟にも該当しないもの

サーフィンボード
スキューバダイビング
シュノーケリング

「レジャー・スポーツ事故」は、災害月報にいう災害種別ではないので、これらの事故の災害月報への計上は、「広義の交通=船舶」「水難」等になされることとなるので、特に留意すること。

ア 「広義の交通=船舶」に計上し、「水難」に計上しないもの

(2) 「水上(中)レジャー・スポーツ事故」の分類基準例

狭義の船舶と水上レジャー・スポーツとが接触、衝突した。

モーターボート関係

- ・ クルザーで航行中、風波が強くなり、操船を誤ってエリに突っ込み航行不能となった。
- ・ クルザーで航行中、操船を誤って暗礁に乗り上げた。

水上ジェットスキー関係

- ・ ジェットスキーでブイに接近しすぎ、急ハンドルをきったところ転覆して水中に投げ出され、自船が顔面に当たって負傷した。

イ 「水難」に計上し、「広義の交通=船舶」に計上しないもの

ヨット関係

- ・ 海上でヨットのセールをたたむ作業中、強風によりセール操作柄が顔面に当たり、海中に転落し溺死した。(水難として「ボート遊び」に計上)
- ・ ヨットでセーリング中、突風を受けて転覆、漂流しているところを救助された。(水難として「ボート遊び」に計上)
- ・ ヨットが航行中、そのマストが故障して漂流中のところを救助された。(水難として「ボート遊び」に計上)

ウインドサーフィン関係

- ・ ウインドサーフィン中、操作未熟より沖に流され救助された。
（水難として「ボート遊び」に計上）
- ・ ウインドサーフィンのジョイントが故障し方向制御不能となり流された。
（水難として「ボート遊び」に計上）
- カヌー関係
- ・ カヌーで川下り中、バランスを失って転覆し、水死した。
（水難として「ボート遊び」に計上）
- ・ カヌーで川下り練習中、岸辺のテトラポットに衝突し、テトラポットの隙間に足を挟まれて溺死した。
（水難として「ボート遊び」に計上）
- ゴムボート関係
- ・ 魚釣りのためゴムボートで岩場に渡る際、高波により岩場に衝突し、海中に投げ出された。
（水難として「ボート遊び」に計上）
- ・ ゴムボートで夜釣りをしている沖に流された。
（水難として「ボート遊び」に計上）
- ・ 強風波浪注意報が発令されているにもかかわらず、ゴムボートを漁業用ブイにくくりつけて釣りをしていたが、強風で帰れなくなって救助された。
（水難として「ボート遊び」に計上）
- サーフィンボード関係
- ・ サーフィンボードが遊泳者に接触して遊泳者が負傷したもの。
（水難として「その他」に計上）
- ・ サーフィンをしていて水中に転落し溺死したもの。
（水難として「その他」に計上）
- ・ サーフィンをしていて操作未熟のため岸にもどれなくなり、漂流したもの。
（水難として「その他」に計上）
- ・ 強風、高波の海上でサーフィンをしていて波に流されテトラポットに衝突した。
（水難として「その他」に計上）
- ・ 強風波浪注意報発令中に、サーフィンをしていて高波にさらわれて溺死した。
（水難として「その他」に計上）
- スキューバダイビング関係
- ・ スキューバダイビング中、高波により流され岩場につかまっているところを救助された。
（水難として「その他」に計上）
- ・ スキューバダイビング中、漁網にからまり、脱出しようともがいているうちに、力尽きて溺死した。
（水難として「その他」に計上）
- シュノーケリング関係
- ・ シュノーケリング中、操作ミスにより海水を飲み溺死した。
（水難として「その他」に計上）